

議案第 3 4 号

京都地方税機構規約の一部変更について

京都地方税機構規約の一部を変更する規約を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出
(2026年)

城陽市長 村 田 正 明

京都地方税機構規約の一部を変更する規約

京都地方税機構規約（平成21年6月城陽市議会定例会議決）の一部を次のように変更する。
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">（広域連合の処理する事務）</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき自動車税並びに軽自動車税の環境性能割及び軽自動車税の種別割（同法第442条第5号に規定する軽自動車又は同条第7号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。）に係る申告書等の受付、税額の算定（自動車税の環境性能割、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割又は軽自動車税の環境性能割に係るものに限る。）、調査、データの作成（軽自動車税の種別割に係るものに限る。）及びこれらに関連する事務</p> <p>（3）～（7）略</p>	<p style="text-align: center;">（広域連合の処理する事務）</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき自動車税及び軽自動車税（同法第442条第3号に規定する軽自動車又は同条第5号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。）に係る申告書等の受付、税額の算定（証紙徴収の方法によって徴収する自動車税に係るものに限る。）、調査、データの作成（軽自動車税に係るものに限る。）及びこれらに関連する事務</p> <p>（3）～（7）略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。
（経過措置）
- 2 令和8年4月1日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割及び令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割に係る申告書等の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務の処理については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日前の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割及び令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割に係る申告書等の受付、税額の算定、調査、データの作成及びこれらに関連する事務の処理については、なお従前の例による。

提案理由

令和８年度税制改正に対応するため、その規約の一部を変更することについて、京都府及び京都市を除く福知山市ほか２３市町村と協議したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の１１の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

（議会の議決を要する協議）

第２９１条の１１ 第２８４条第３項、第２９１条の３第１項及び第３項、前条第１項並びに第２９１条の１３において準用する第２８９条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

参考資料

京都地方税機構規約の一部を変更する規約要綱

令和 8 年度税制改正に伴い、広域連合の処理する事務から自動車税及び軽自動車税の環境性能割を削除し、併せて自動車税の種別割及び軽自動車税の種別割をそれぞれ自動車税及び軽自動車税に名称変更する（第 4 条関係）。